

法律学科 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

法学部法律学科は、基盤教育による基盤力に加え、法学に関する専門教育を通して、以下の能力を有すると認めた者に学士（法学）の学位を授与します。

■ 豊かな「知識」

社会において生起する様々な法的問題を読み解くための法学に関する知識を体系的に身につけている。

■ 知識を活用できる「技能」

法的な問題点を抽出し、その解決に必要となる情報を自ら収集・分析・整理するとともに法令を解釈・適用するための基礎的な技法を身につけている。

■ 次代を切り開く「思考・判断・表現力」

法学に関する様々な課題を発見し、法的思考に基づいた判断を行い、そのプロセスや結論を口頭や文章で論理的に表現することができる。

■ 組織や社会の活動を促進する「コミュニケーション力」

法学の学修を通じて、異なる意見を持つ他者との議論を行いながら、協働して法的問題の解決に向けて取り組む姿勢を身につけている。

■ 社会で生きる「自律的行動力」

法学の学修を通じて、社会において生起する様々な法的問題に関心を持ち続け、より良い社会の実現に向けて行動する姿勢を身につけている。

法律学科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

法学部法律学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するために、以下のとおり教育課程を編成し、実施します。

教育課程の編成

(編成の方針)

- 1 法律学科では、1 年次から 4 年次にかけて、社会において生起する様々な法的問題を読み解くための法学に関する知識及び法令の解釈・適用技術などを修得すること、並びに法的問題に関心を持ち続け、より良い社会の実現に向けて行動する姿勢を身につけることを目指して、段階的・体系的な教育課程を編成する。
- 2 教育課程には、法学に関する様々な課題を発見し、法的思考に基づいて判断し、コミュニケーションを図りながら自身の考えや判断を表現できるように、1 年次と 3・4 年次に演習系科目を、また実践力やキャリア意識の醸成を図るために 1 年次から 3 年次まで実務系科目を配置する。
- 3 以上の専門科目に加え、社会で生きていくための基盤力を育成する基盤教育科目をもって法律学科の教育課程を編成する。

(教育課程の構成)

※ () は卒業に必要な最低単位数で、卒業要件単位数 124 単位の内訳
法律学科の教育課程は、編成の方針に基づき、専門教育科目(84)と基盤教育科目(40)で構成する。

専門教育科目は、「コア科目」「総合科目」「公法科目」「刑事法科目」「民事法科目」「商事法科目」「基礎法科目」「社会法科目」「国際法科目」「関連科目」の 10 の科目群から成り、順次的、体系的に編成する。各科目群の編成は次のとおりとする。

- 1) 「コア科目」(10) は、法律学を学ぶための基礎となる専門教育基礎科目群であり、1 年次に配置する。
- 2) 「総合科目」(8) は、演習系科目と実務系科目で構成される。演習系科目は、高度な法的な技能・思考力及びコミュニケーション力の育成を図るものであり、3・4 年次に配置する。実務系科目は、法的実践力やキャリア意識の育成を図るものであり、1 年次から 3 年次に配置する。
- 3) 「公法科目」は、「憲法」と「行政法」の 2 分野の科目で構成され、体系的・系統的に専門知識を深めていくために、「憲法」関連の科目を 2 年次に、「行政法」関連の科目を 2・3 年次に配置する。
- 4) 「刑事法科目」は、「刑法」「刑事訴訟法」「刑事学」の 3 分野の科目で構成され、体系的・系統的に専門知識を深めていくために、「刑法」関連の科目を 2 年次に、「刑事訴訟法」関連の科目を 2 年次に、「刑事学」関連の科目を 2・3 年次に配置する。
- 5) 「民事法科目」は、「民法」と「民事訴訟法」の 2 分野の科目で構成され、体系的・系統的に専門知識を深めていくために、「民法」関連の科目を 1 年次から 3 年

次に、「民事訴訟法」関連の科目を2・3年次に配置する。

- 6) 「商事法科目」は、「商法」関連科目で構成され、体系的・系統的に専門知識を深めていくために2・3年次に科目を配置する。
- 7) 「基礎法科目」は、法理論についての深い理解と広い知識を獲得する基礎を形成するために、法について哲学的・経験科学的・歴史的・比較法的な観点から理論的に探究する科目を2・3年次に配置する。
- 8) 「社会法科目」は、「労働法」「社会保障法」「知的財産法」の3分野の科目で構成され、体系的・系統的に専門知識を深めていくために、3年次に配置する。
- 9) 「国際法科目」は、「国際公法」の科目で構成され、体系的・系統的に専門知識を深めていくために、2年次に配置する。
- 10) 「関連科目」は、法を学ぶにあたって有益となる他の専門分野の科目（政策・国際・経済系の科目）で構成される。

教育の内容・方法

- ・ 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。
- ・ 学生が主体的に学び、協働して課題解決に取り組むとともに、学習意欲・関心を高め、生涯にわたって学び続ける力を養うため、課題解決型学習（PBL）、グループディスカッション、グループワーク、プレゼンテーションなど能動的学習（アクティブ・ラーニング）の手法を授業形態に応じて効果的に取り入れる。
- ・ 予習・復習等、授業時間外の学修について、学修行動調査などによる調査・把握を行いながら、シラバスへの内容記載や授業での喚起等により、適切な学修時間の確保を促す。
- ・ 単位の実質化を図るため、履修登録単位数の上限を各学期26単位とする。

学修成果の評価

- ・ 授業科目の成績評価は、試験、受講態度、並びにレポートや課題、ディスカッション、プレゼンテーションへの取組状況や成果などによって厳格に判定する。成績が一定の水準に達したと認めた場合に、所定の単位を認定する。
- ・ 3年次に進級するためには、2年次終了までにおいて、所定の科目を含めた54単位、卒業するためには、所定の科目を含めた124単位以上の修得を必要とする。
- ・ 各授業科目の成績を基礎とした総合的な学業成績として、累積GPAを算出し、成績優秀者表彰や早期卒業、留学対象者の選定などに用い、学修意欲の向上を図る。
- ・ 学生への授業評価・学修行動調査等を実施し、個別科目での学生の理解度や各講義・授業への要望をはじめ、学修達成状況などを把握し、その結果を授業や教育課程の改善に役立てる。